

大学評価室

【目的】

教育、研究のさらなる質の向上と適切な法人の運営に資するために、自己点検・評価を行うとともに、評価結果の各部局等への還元及びその改善努力を支援する。

【業務】

- ・自己点検・評価の方針に係る企画及び立案
- ・自己点検・評価の実施及び対応
- ・自己点検・評価に係る情報の収集及び分析
- ・自己点検・評価に係る広報活動
- ・自己点検・評価結果の各部局への還元及び改善努力の支援
- ・その他大学評価室の目的を達成するために必要な業務

【組織】

大学評価室

室長

評価を担当する理事又は副学長

大学評価室業務の総括

副室長

大学評価室担当専任教員又は室長が推薦する評価マネジャー

室長の補佐、大学評価室業務の実施、取りまとめ

評価 マネジャー

各分野から室長が指名
企画グループリーダー

大学評価室業務の実施

室員

企画グループ

評価事務業務全般

連絡員

各学部事務課長が指名
する職員

各部局の連絡調整、データ収集等

大学評価室の業務の詳細

【業務】

- 自己点検・評価の方針に係る企画及び立案
 - ・評価方法(時期、基準、体制等)の検討・企画・立案
 - ・評価結果の還元及び改善努力支援方法の検討・企画・立案

- 自己点検・評価の実施及び対応
 - ・中期計画及び年度計画の評価への対応(計画の進捗管理、報告書等の作成)
 - ・認証評価等の第三者評価への対応(状況の管理、事前の自己点検・評価の実施、外部評価の実施、自己評価書等の作成)
 - ・部局の活動評価及び現況分析への対応(状況の管理、報告書等の作成支援)

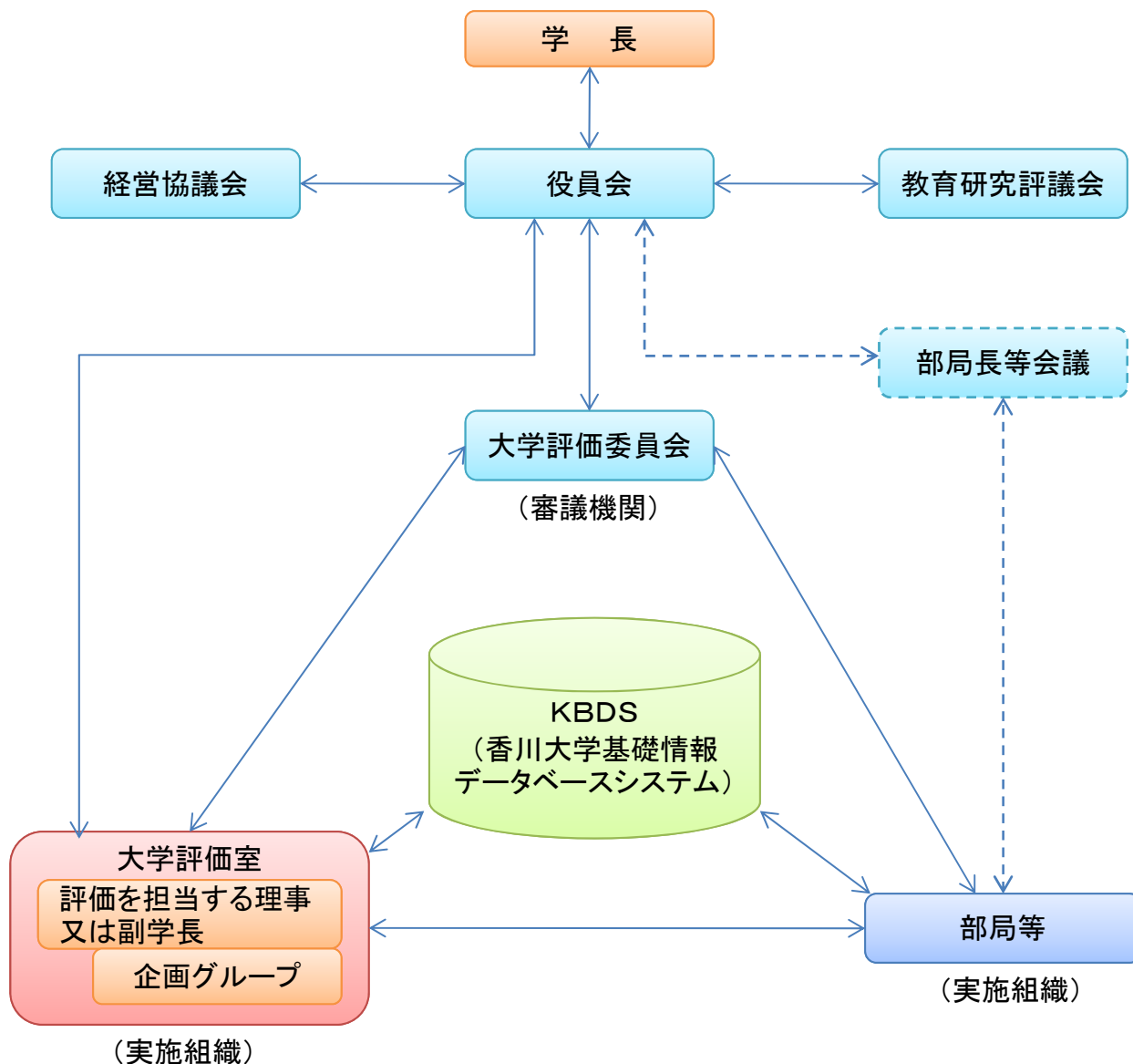
- 自己点検・評価に係る情報の収集及び分析
 - ・KBDSを利用した情報・資料収集及び分析
 - ・法人評価、認証評価等の各基準に基づいた情報・資料収集及び分析
 - ・その他本学が収集・蓄積している一般的な情報の収集

- 自己点検・評価に係る広報活動
 - ・報告書の作成・公開(外向き)
 - ・シンポジウム等の開催(外向き)
 - ・ホームページの作成(外向き・内向き)
 - ・オリジナル手帳の作成(内向き)
 - ・ニュースレター、メールマガジン(内向き)

- 自己点検・評価結果の各部局への還元及び改善努力の支援
 - ・評価結果の還元(改善指導、アドバイス)
 - ・大学運営特別経費による支援
 - ・外部専門家を招いての講演、説明会、アドバイザリーボードの実施

- その他大学評価室の目的を達成するために必要な業務

本学の評価体制



大学評価室の業務及び組織

<業務>

- ・自己点検・評価の方針に係る企画及び立案
- ・自己点検・評価の実施及び対応
- ・自己点検・評価に係る情報の収集及び分析
- ・自己点検・評価に係る広報活動
- ・自己点検・評価結果の各部局への還元及び改善努力の支援
- ・その他大学評価室の目的を達成するために必要な業務

<組織>

- ・室長……………評価を担当する理事又は副学長
- ・副室長……………大学評価室担当専任教員又は室長が推薦する評価マネージャー
- ・評価マネージャー…室長が指名する教員数名、企画グループリーダー
- ・室員……………企画グループ
- ・(連絡員……………各学部事務課長等が指名する者)

大学評価委員会の業務及び組織

<審議事項>

- ・自己点検・評価に関する基本的事項

<組織>

- ・理事又は副学長 若干人
- ・学部選出委員 教員 各1名
- ・地域マネジメント研究科選出委員 教員 1名
- ・香川大学・愛媛大学連合法務研究科選出委員 教員 1名

香川大学大学評価室規則

平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人香川大学組織規則第20条の3の規定に基づき香川大学大学評価室(以下「大学評価室」という。)の組織に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 大学評価室は、香川大学における教育、研究のさらなる質の向上と適切な法人の運営に資するために、自己点検・評価を行うとともに、評価結果の各部局等への還元及びその改善努力を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 大学評価室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 自己点検・評価の方針に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施及び対応に関すること。
- (3) 自己点検・評価に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (4) 自己点検・評価に係る広報活動に関すること。
- (5) 自己点検・評価結果の各部局への還元及び改善努力の支援に関すること。
- (6) その他大学評価室の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 大学評価室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 大学評価室担当専任教員
- (3) 評価マネジャー
- (4) 室員

2 大学評価室に副室長を置くことができる。

(室長)

第5条 室長は、評価を担当する理事又は副学長をもって充てる。

2 室長は、大学評価室の業務を掌理する。

(副室長)

第6条 副室長の任命は、第4条第1項第2号及び第3号に掲げる者の中から、室長の推薦に基づき、学長が行う。

2 副室長は、室長の業務を補佐する。

(大学評価室担当専任教員)

第7条 大学評価室担当専任教員の選考に関し必要な事項は別に定める。

(評価マネジャー)

第8条 評価マネジャーは、本学専任教員の中から室長が指名した者数名及び経営管理室企画グループリーダーとする。

(室員)

第9条 室員は、経営管理室企画グループの職員(グループリーダーを除く。)とする。

(連絡員)

第10条 各部局等に、大学評価室と各部局等との連絡調整及び各部局等のデータ収集等を行うための連絡員を置く。

2 連絡員は、各学部事務課長（医学部は事務部長）が指名した職員とする。

（事務）

第11条 大学評価室の事務は、経営管理室企画グループにおいて処理する。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、大学評価室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。